

離婚事件 着手金・報酬金等一覧表

プラン		着手金(税別)	報酬金(税別)	料金(税別)	出張追加料金(税別)	備考					
「自身で」 手続き	バックアッププラン			5万円/3ヶ月まで	延長料金 1ヶ月経過するごとに1万5000円	資料のコピーや相談記録を保管し、ご契約期間中何度でも、弁護士が面談・電話相談に応じるサービスです。 (注)離婚協議書などの書面の作成は別料金となります。					
	離婚協議書作成			10万円							
弁護士に依頼	協議調停代理人プラン(通常プラン)	35万円	35万円+経済的利益の10%	岐阜家庭裁判所多治見支部 何回でも無料(追加料金なし) 岐阜家庭裁判所津川出張所 4回目以降1回ごとに2万円 岐阜家庭裁判所御嵩支部 4回目以降1回ごとに1万5000円 名古屋家庭裁判所本庁 4回目以降1回ごとに2万円 岐阜家庭裁判所本庁 3回目以降1回ごとに3万円 (そのほかの裁判所については、ご相談ください。)	岐阜家庭裁判所多治見支部 何回でも無料(追加料金なし) 岐阜家庭裁判所津川出張所 4回目以降1回ごとに2万円 岐阜家庭裁判所御嵩支部 4回目以降1回ごとに1万5000円 名古屋家庭裁判所本庁 4回目以降1回ごとに2万円 岐阜家庭裁判所本庁 3回目以降1回ごとに3万円 (そのほかの裁判所については、ご相談ください。)	「経済的利益」とは 請求する側…認められた額 請求される側…相手の請求から減額された額 慰謝料・財産分与は総額 養育費・婚姻費用は3年分					
		親権について争いがある場合	40万円				35万円+(親権取得時)20万円+経済的利益の10%				
		(オプションサービス) 離婚成立までの生活費(婚姻費用)請求手続	5万円				離婚成立までに支払いを受けた額の10% (依頼者の意思で離婚を取りやめたときは、3年分の10%)				
		協議調停代理人プラン(通常プラン)	35万円				円満同居に至った時 30万円 別居に至った時 15万円 離婚に至った時 35万円+経済的利益の10%				
	協議調停代理人ゴールドプラン	180万円	50万円+経済的利益の10%				(通常プラン)と同じ				
		親権について争いがある場合	190万円						50万円+(親権取得時)20万円+経済的利益の10%		
		(オプションサービス) 離婚成立までの生活費(婚姻費用)請求手続	5万円						離婚成立までに支払いを受けた額の10% (依頼者の意思で離婚を取りやめたときは、3年分の10%)		
	離婚訴訟	訴訟代理人プラン(通常プラン)	45万円						45万円+経済的利益の10%	協議調停代理人プラン(通常プラン)と同じ	
			親権について争いがある場合						50万円		
		離婚調停代理人プランから引き続き受任する場合	20万円追加						訴訟代理人プランに移行できます		
訴訟代理人ゴールドプラン		240万円	60万円+経済的利益の10%								
親権について争いがある場合	250万円	60万円+(親権取得時)20万円+経済的利益の10%	(通常プラン)と同じ								
離婚調停代理人ゴールドプランから引き続き受任する場合	120万円追加	訴訟代理人ゴールドプランに移行できます									
離婚後の手続き	アフターケアサービス(※協議調停代理人プラン、訴訟代理人プランを利用された方へのサービス)										
	年金分割の審判手続き			3万円							
	子の氏の変更手続き			2万円							
	離婚後手続単独サービス(アフターケアサービスに該当しない方)										
	年金分割の審判手続き			7万円							
	子の氏の変更手続き			5万円							
その他交渉	不貞による慰謝料請求(単独)	20万円	合意額×10% (但し、最低額を20万円とする)			訴訟・調停になった場合、民事の一般の基準となります。					
	不貞による慰謝料請求(離婚と同時)	10万円	合意額×10% (但し、最低額を10万円とする)			訴訟・調停になった場合、民事の一般の基準となります。					
	面会交流請求(単独)	20万円	20万円			訴訟・調停になった場合、民事の一般の基準となります。					
	面会交流請求(離婚と同時)	10万円	10万円			訴訟・調停になった場合、民事の一般の基準となります。					
	婚姻費用請求(単独)	20万円	離婚成立までに支払いを受けた額の10%(最低額20万円) (依頼者の意思で離婚を取りやめたときは、3年分の10%)			訴訟・調停になった場合、民事の一般の基準となります。					